

電磁両立性-第 3-100 部:限度値-2 kHz を超え 9 kHz 以下の周波数帯における 電流エミッション限度値

JIS C 61000-3-100: 2020

(IEEJ/JSA)

令和2年2月20日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

C 61000-3-100: 2020

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

		氏	名		所属
(部会長)	大	崎	博	之	東京大学
(委員)	青	柳	恵美	美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊	藤		智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会
					(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩	渕	幸	吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内	田	富	雄	一般財団法人日本規格協会
	江	﨑		正	IEC/SMB 日本代表委員(ソニー株式会社)
	住	谷	淳	吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高	村	里	子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田	中	_	彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋	爪		弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平	田	真	幸	IEC/CAB 日本代表委員(富士ゼロックス株式会社)
	藤	原		昇	一般社団法人電気学会
	水	本	哲	弥	東京工業大学
	山	根	香	織	主婦連合会

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:令和 2.2.20

官報掲載日:令和2.2.20

原 案 作 成 者:一般社団法人電気学会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 HOMAT HORIZON ビル TEL 03-3221-7201)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会:日本産業標準調査会 標準第二部会(部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

		<u> </u>
1	適用範囲⋯⋯	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	一般要求事項	
4.1	判定方法 …	
4.2	設計判定 …	
4.3	測定判定 …	9
附	属書 A (規定)	測定回路 ······13
附	属書 B(参考)	電流制御モード及び換算係数 15
附	属書 C(参考)	限度値の算出
解	説	

C 61000-3-100: 2020

まえがき

この規格は、産業標準化法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人電気学会(IEEJ)及び一般財団 法人日本規格協会(JSA)から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本 産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS

C 61000-3-100: 2020

電磁両立性-第 3-100 部:限度値-2 kHz を超え 9 kHz 以下の周波数帯における 電流エミッション限度値

Electromagnetic compatibility (EMC)—Part 3-100: Limits— Limits for current emissions in frequency band of over 2 kHz up to 9 kHz

1 適用範囲

この規格は、商用電源系統に流入する $2\,kHz$ を超え $9\,kHz$ 以下の周波数の電流エミッションの限度値及び判定方法について規定する。ただし、 $60\,Hz$ 専用機器においては、" $2\,kHz$ を超え $9\,kHz$ 以下"を" $2.4\,kHz$ を超え $9\,kHz$ 以下"と読み替える。

この規格は、100 V 商用電源系統に接続する電気・電子機器に適用する。

この規格の目的は、100 V 商用電源系統に接続する電気・電子機器を対象に、2 kHz を超え9 kHz 以下の周波数の電流エミッションの限度値及び判定方法を設定し、100 V 商用電源系統に接続する他の電気・電子機器に対して、性能低下及び障害を与えることを防止することである。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用 規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS C 60050-161 EMC に関する IEV 用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS C 60050-161 によるほか、次による。

3.1

商用電源系統

一般送配電事業の用に供する配電系統,及びそれと電気的に接続されている需要家配線(コンセントを含む。)。

3.2

供試機器

適用範囲に該当し、判定を行う電気・電子機器。

3.3

スイッチング回路

電源回路において、スイッチング(オンオフ制御)を行う半導体デバイスによって電力変換を行う回路。